

平成 28 年度 東海高等学校総合体育大会 宿泊・弁当 取扱要項

1. 取扱競技種目

陸上競技、水泳(競泳・飛込・水球)、体操、自転車競技、ソフトボール、ハンドボール、サッカー、ラグビーフットボール、柔道、剣道、レスリング、フェンシング、空手道、ボート、軟式野球、ヨット、なぎなたの各競技種目を取り扱います。上記以外の競技種目につきましては、各専門部が斡旋いたします。

2. 取扱期間

水泳以外:平成 28 年 6 月 16 日(木)~6 月 19 日(日)4 日間 <弁当は 6 月 17 日(金)~19 日(日)>
水泳:平成 28 年 7 月 21 日(木)~7 月 24 日(日)4 日間 <弁当は 7 月 22 日(金)~24 日(日)>

3. 申込方法

別紙宿泊申込書に必要事項をご記入後、株式会社JTBサポート中部東海総体事務局へFAXにてお申込み下さい。

4. 宿泊について【募集型企画旅行】

【申込区分一覧表(選手・引率者・応援生徒)】

※宿泊代金について (宿泊代金は、1泊2食、税金・サービス料・企画料金を含む、おひとりあたりの金額です。)

申込記号	A	B	C	D	E
選手・引率 応援生徒 競技役員 応援父母	8,000円	9,000円	10,000円	11,000円	12,500円

(1) 申込みについて

- ① 申込区分一覧表をご確認のうえ、申込書に「申込記号」をご記入ください。
- ② 宿泊施設を指定してお申込みは受付できません。
- ③ 混雑状況によりご希望に添えない場合もございますので、予めご了承下さい。
- ④ 洋室タイプのトリプル・フォースルーム利用の場合はエキストラベット(簡易ベット)になる場合があります。
- ⑤ 応援等で参加の小学生未満(未就学児)につきましては、大人と同額になります。
- ⑥ チェックインは原則として15時00分から、チェックアウトは10時00分までとなります。それ以外の場合は追加料金が必要となる場合があります。
- ⑦ 予約金は必要ございません。

(2) 欠食控除について

1泊2食(夕食・朝食)付を基本としますが、欠食される場合は、以下料金を控除します。ただし、宿泊お申込み時に限ります。
朝食:864円(税込) 夕食:1,944円(税込)

(3) 宿泊施設の割当てについて

- ① 宿泊施設の割当ては選手・監督・役員等を優先とし、県別・男女別を配慮し、場合により事務局と協議のうえ行います。選手・監督と保護者が別の宿舎になる場合もありますので、予めご了承ください。
- ② 各宿泊区分及び宿泊施設の収容人員が満員に達した場合、やむを得ず希望外への割当てを行う場合があります。

(4) 駐車場について

- ① 駐車場は各宿舎により異なり、駐車料金がかかる場合がございます。
- ② ご利用についてのご相談や予約等の手続きは、宿泊決定通知が届き次第、各宿舎に直接お問合せください。

5. 弁当の取扱いについて【手配旅行】

- (1) 1食864円(お茶付・税込)です。 * 当日販売は行いませんので予めご承知おきください。
- (2) 宿舎到着後の弁当注文数のご変更等については、利用前日の15時00分までに宿泊事務局までお申し出ください。
- (3) 弁当は競技会場の指定された弁当引換所にて、予約確認書を提示して申込単位でお受け取りください。
- (4) 弁当の引換えは、11時00分~13時00分の間で行います。
- (5) 弁当受取後は、弁当記載の消費期限までにお早めにお召し上がりください。食品衛生上、炎天下での保管はおやめください。

6. 申込方法

- ①出場が決定次第、所定のお申込書に必要事項をご記入下さい。各種目ごと・各県ごとに県大会開催日が異なりますので配宿は申込先着順ではございませんが、できるだけ速やかに FAX にて宿泊事務局に送信ください。
- ②FAXでの申込締切は、平成 28 年 6 月 8 日(水)17 時 00 分まで(水泳は 7 月 4 日(月)17 時 00 分まで)とします。
- ③変更、取消も FAX にて送信ください。大会開催 3 日前までは所定の取消費用・変更を頂くことにより対応致します。
※以後は緊急連絡先 090-7305-7847(※6/14(火)~19(日)、7/19(火)~24(日)のみ通話可能)まで連絡下さい。
- ④FAX送信の際は、番号間違いによる誤送信にご注意ください。FAX 送信後は、必ず着信確認の電話連絡をお願いします。
- ⑤申込締切後、確認書(宿泊施設決定通知)を平成 28 年 6 月 13 日 17 時 00 分まで(水泳は 7 月 12 日 17 時 00 分まで)に申込責任者の連絡先に FAX します。(申込締切日翌々日以降順次連絡を予定)
- ⑥確認書と同時に、参加者名簿フォームもお送りいたします。こちらにご記入の上、宿泊施設に直接 FAX にてお送りください。
- ⑦受信した確認書(宿泊施設決定通知)を当日持参してください。確認を行う際に必要になる場合もございます。
- ⑧併せて請求明細も確認いただき、大会前指定期日迄に指定口座へお振込みください。振込手数料は、参加者ご自身の負担にてお願いします。
- ⑨請求書の本通は、申込書に記載された「書類送付先」に郵送いたします。
※確認書(宿泊施設決定通知)を FAX 送信した後に発送予定。(到着が大会終了後になる場合もございます。)

(3) 返金について

振込後の変更、取消などにより返金が生じた場合は、大会終了後、お客様の指定口座を確認し振込みします。

(4) 領収証について

原則、振込した際に金融機関が発行する振込証明書を以て領収証の発行に代えますが、別途領収証が必要な場合は請求書をお送りする際に同封する「領収証発行依頼書」に必要事項をご記入の上、株式会社 JTB サポート中部東海総体事務局へ、FAX にてお申込み下さい。大会終了後、指定の送付先に郵送されます。

<振込先(本大会専用口座)>

指定口座:三菱東京UFJ銀行 振込集中錦支店

【水泳以外】口座番号:普通 5555166 口座名:株式会社 JTB 中部

【水泳】口座番号:普通 5555174 口座名:株式会社 JTB 中部

7. 変更・取消について

大会前にお客様の都合により予約を取り消す場合には、次の手数料を申し受けます。

【宿泊取消料】

宿泊初日		宿泊2日目以降	
4日前まで	無料	当日午後3時まで	旅行代金の50%
3日前・2日前	旅行代金の20%	当日午後3時以降	旅行代金の100%
前日	旅行代金の50%	大会勝敗結果による取消に適用しています	
当日又は無連絡	旅行代金の100%		

【弁当取消料】

取消日	利用日前日15時までの取消	利用日前日15時以降の取消
弁当	無料	代金の100%

【お申込み・お問合せ先】

株式会社 JTB サポート中部

〒450-0003 愛知県名古屋市中村区名駅南 1 丁目 16-30

「平成 28 年度東海高等学校総合体育大会 宿泊事務局」担当 加藤・阿部・松岡

TEL:052-433-1129/FAX:052-541-2520

営業時間:平日(10:00~17:30)/休業日:土曜日・日曜日・祝祭日

【旅行企画・実施】

株式会社 JTB 中部 岐阜支店

一般社団法人日本旅行業協会正会員 観光庁長官登録旅行業第 1762 号

総合旅行業務取扱管理者 石黒 宏之 担当 新聞 敏久・布村 躍

TEL:058-265-4831

営業時間:平日(9:30~17:30)/休業日:土曜日・日曜日・祝祭日

※旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引責任者です。ご旅行の契約に関し担当者からの説明にご不明の点がありましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問下さい。

【 個人情報の取扱いについて 】

当社は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のために手続に必要な範囲内で利用させていただきます。また、大会運営に伴い大会主催事務局へ情報を提出し利用させていただきます。

【 旅行条件書(要約) 】

●募集型企画旅行契約

この旅行は(株)JTB 中部(愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-4 観光庁長官登録旅行業第 1762 号。以下「当社」という)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡りする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

●旅行のお申し込み及び契約成立時期

- (1)所定の申込書に所定の事項を記入し、お申し込みください。
- (2)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金を受領したときに成立するものとします。

●旅行代金のお支払い

旅行代金は当社が指定する期日までにお支払ください。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

●取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、各箇所記載の金額を取消料として申し受けます。

●旅行代金に含まれるもの

各旅行日程およびご案内に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコミークラス)、宿泊費、食事代、及び消費税等諸税

これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。

(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。)

●特別補償

当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。

死亡補償金:1500万円/入院見舞金:2~20万円/通院見舞金:1~5万円/携行品損害補償金:お客様1名につき~15万円(但し、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。)

身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収又は摂取したときに急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸収又は摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。)を含みます。ただし、細菌性食物中毒は含みません。

<免責事項>

●「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件

当社提携クレジットカード会社のカード会員(以下「会員」といいます。)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと(以下「通信契約」といいます。)を条件にお申し込みを受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。

- (1)契約成立は、当社が電話又は郵便で旅行契約の締結の承諾通知を発信したとき(e-mail 等電子承諾通知を利用する場合は、その通知がお客様の到達したとき)とします。また申込時には「会員番号・カード有効期限」等を通知して頂きます。
- (2)「カード利用日」とは旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。(但し、成立日が旅行開始前日から14日目にあたる日より前の場合は「14日目(休業日にあたる場合は翌営業日)」とします。)また取消料のカードの利用日は「契約解除依頼日」とします。(但し、契約解除依頼日が旅行代金のカード利用日以降であった場合は、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除依頼日の翌日から起算して7日間以内をカード利用日として払い戻します。)

(3)与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、規定の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日まで現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

●国内旅行保険への加入について

旅行先において、病気・けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であるのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で充分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。詳細については、お問合せください。

●事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・現地係員・運送・宿泊機関等旅行サービス提供機関、又は、お申込個所にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2016年3月15日を基準としています。旅行代金は2016年3月15日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

【 取引条件書・手配旅行(要約) 】

この書面は旅行契約が成立した場合、契約書面の一部となります。ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく係員にお尋ねください。

●手配旅行契約

(株)JTB 中部(愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-4 観光庁長官登録旅行業第 1762 号。以下「当社」という)では、お客様からのご依頼によって国内旅行の手配を行う場合、この「取引条件書」に記載された条件によってお引き受けいたします。

●旅行のお申し込み及び契約成立時期

- (1)所定の申込書に所定の事項を記入し、お申し込みください。
- (2)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金を受領したときに成立するものとします。

●旅行代金のお支払い

旅行代金は当社が指定する期日までにお支払ください。

●取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、各箇所記載の金額を取消料として申し受けます。

●国内旅行保険への加入について

旅行先において、病気・けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であるのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で充分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。詳細についてはお問合せください。

●事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・現地係員・運送・宿泊機関等旅行サービス提供機関、又は、お申込個所にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2016年3月15日を基準としています。又、旅行代金は2016年3月15日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

旅行企画・実施 株式会社 **JTB**中部

観光庁長官登録旅行業第 1762 号

日本旅行業協会正会員

愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-4 〒450-6039



感動のそばに、いつも。